

# 休眠預金等活用審議会ヒアリング 提出資料

平成29年7月13日（木）

## 分野①：子ども及び若者の支援に係る活動

- ・ 特定非営利活動法人フリースペースたまりば
- ・ 公益社団法人チャンス・フォー・チルドレン
- ・ 認定特定非営利活動法人カタリバ
- ・ 特定非営利活動法人青少年自立援助センター
- ・ 【ケーススタディ資料】 栗林専門委員  
(特定非営利活動法人豊島子ども WAKUWAKU ネットワーク)
- ・ 【ケーススタディ資料】 小河専門委員 (公益財団法人あすのば)



## 内閣府 休眠預金等活用審議会ヒアリング用資料

特定非営利活動法人 フリースペースたまりば理事長 西野博之

### ① 団体の活動を通じ、優先的に解決すべき社会課題は何か

#### ■障害や非行の背景を持つ不登校・ひきこもりの子ども・若者支援 (A)

不登校児童生徒を対象とした公的支援施設である教育支援センター（適応指導教室）の数は全国的にみるとかなり不足している。しかもそこでは、発達・知的・精神・身体障害など、障害が背景にある子ども・若者の入室を拒まれるケースが圧倒的に多い。さらに、非行傾向の子どもも排除される。こうした**障害や非行が背景にある不登校の子ども・若者も通所できる場の確保が急務である**。その居場所で多様な背景を待つ、異年齢の人々と出会い、関係づくりや学習のサポートを通じて、社会的自立を促進する取り組みが求められている。私たちの団体が運営する公設民営のフリースペースは当初川崎市が30人の対象を見込んで開設されたが、現在は130人近い登録者に膨れ上がり、他都市からも行き場のない子ども・若者の通所希望が後を絶たない。

#### ■子どものSOSをキャッチするための遊び場・居場所の整備・開設 (B)

～川崎中1死亡事件の検証から見えてきたこと～

子どもたちはなかなか相談機関を利用しない。虐待やいじめにからむSOSを、言葉に出して発信することは容易ではない。だから地域に子どもの遊び場や子ども食堂など様々なかたちの「居場所」を増やして、おとなが子どもたちのSOSを発見できるしくみづくりが求められている（私たちはこれを「発見する相談」と呼んでいる）。

現在、小学校低学年での暴力行為・いじめが急増している。ストレスをため込む子どもたち。地域の中で思い切り「やってみたい」ことに挑戦できる、できるだけ「禁止」の看板を持たない遊び場を増やし、子どもたちのストレスを軽減させる取り組みが急務。

### ② 行政が対応することが困難な課題とは何か

上記の①以外に、行政が対応することが困難な課題として、以下のことがあげられる。

#### ■15歳以降の不登校・ひきこもり支援 (C)

**15歳（義務教育年齢）を過ぎた後の、不登校やひきこもり傾向の若者たちや高校中退者が通所・相談できる場（支援施設等）がほとんど用意・整備されていない社会である**。就労を望まない、あるいはその段階ではない、制度のはざまにいる層の若者支援にあまり手が付けられていないのが現状である。教育部局から福祉部局（もしくは生涯学習部局・労働部局）への切れ目のない支援の取り組みが求められるが、うまく連携がなされていない。私たちのような民間のフリースペースでは、年々通所を希望する年齢の高い若者たちが増えている。この年齢層の若者も通える施設の整備・開設が望まれる。

■子どもが安心して駆け込める一時宿泊施設等 (D)

ネグレクトやDVなどの背景があって、家に帰らず家出を繰り返す若者は、決して少なくはない。ネット上の掲示板に書き込みをして泊まれるところを探す少女たちが性被害にあうケースもある。また、親と子が一緒にいることで傷つけあってしまうケースなどは、一時的にでもお互いが離れて暮らせる環境整備が求められている。一時宿泊施設(ショートステイ)、シェルターなど、子どもが駆け込めて、安心して寝ることができる、食事ができる、話を聞いてもらえる場が必要である。

■「職親」の開拓と支援 (E)

発達障害などの困難な課題を抱えた人や少年院退所後の若者たちに寄り添いながら、その若者にあった仕事や働き方を提供する「職親」の開拓と支援。

■ただで通える公立通信制高校のサポート校の開設 (F)

生活困窮家庭の不登校児童生徒を公立の高校(特に定時制や通信制高校)につなげた後も、高校生活を継続させ、中退を防止するために、無料で通える寄り添い型学習・相談サポート体制が必要である。

③ 休眠預金等活用法の理念を踏まえた場合、どのような手法で解決すべきか。

上記(A)から(F)の課題に対し、行政ができる限りのハードの整備にあたりつつも、財源が不足する「居場所」の整備・開設・運営に際しては、預金の活用を図る。また、ソフトである人材の確保と養成にも、民間が蓄積した経験とノウハウを活かし、法の理念を踏まえ、預金を活用して、様々な子どもの居場所に適切に対応できる理念とスキルを兼ね備えた人材養成に着手する。さらに、その人件費をカバーすることで、持続可能な子ども・若者支援の実現を図る。

④ 団体から見た活動の成果・社会的インパクト

(A) 今まで排除され、行き場がなく、ひきこもるしかなかった子ども・若者が外に出て、他者とのかかわる機会を持つことを通じて、社会的自立の促進を図ることができるようになる。

(B) 虐待やいじめからの救済、早期発見。中1事件のような少年事件の再発防止。暴力事件の減少。

(C) ひきこもりの減少。社会的自立の促進

(D) 子どもたちが被害にあうことが減少。犯罪抑止・自傷やDV・家庭内暴力などの減少

(E) 若年無業者の軽減と子ども・若者の自己肯定感の向上、生活保護費の支出削減

(F) 高校中退防止。貧困の連鎖からの脱出。税収の増加。

## 休眠預金ヒアリング

### 1. 優先的に解決すべき社会課題について

#### 貧困の世代間連鎖を断ち切るための優先課題は、 所得格差による子どもの教育格差の解消

▶ 小学生～高校生の学校外教育格差

小・中学生の子どもを持つ家庭が1年間に負担する学校外教育費の6割以上を、学校外教育費（学習塾・文化スポーツ教室・体験活動等）が占めており、所得格差による教育格差が生まれています。

▶ その他の教育格差の例

次のような様々な領域においても、所得格差による教育格差が生まれています。

（例）不登校児への支援、障がい児等への特別支援教育、外国にルーツがある子どもへの支援、  
高校・大学中退者への支援、高等教育（大学等）、保育・幼児教育 他

### 2. 行政（国・地方公共団体）が対応することが困難な課題について

#### 多様な背景を持つ子どもが抱える個別的な課題への対応

▶ 課題は深刻だが、大多数を占めない個別的課題

例えば、不登校児、外国にルーツがある子ども、障がい等を持つ子ども、高校・大学中退者等は、人数としては大多数を占めるわけではありませんが、課題の深刻度は高い状況です。このような子どもへのきめ細やかな支援は、行政の画一的な枠組みだけでは対応が困難です。

#### 0歳～就労段階に至るまで

#### 切れ目のない支援の体制をつくること（＝担当領域の壁を越える）

▶ 子どもの学齢期や専門領域（部署等）による縦割

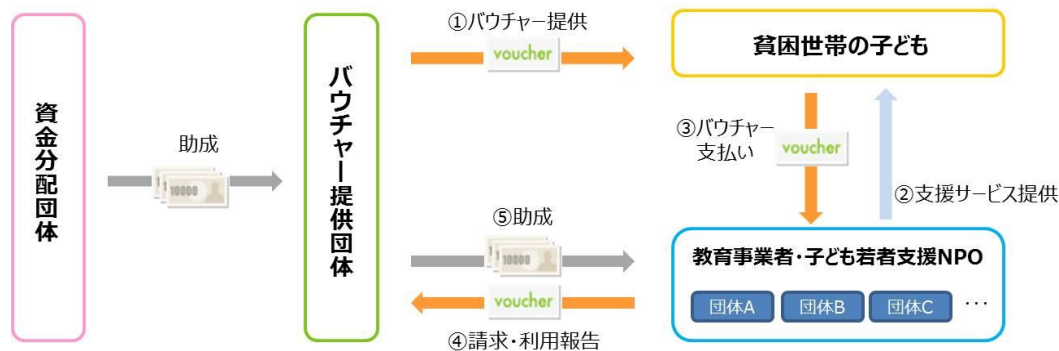
例えば、教育委員会と福祉部局が縦割になっているため、①個人情報への制約、②予算使途の制約等が生じてしまい、子どもの学齢期や専門領域を越えて連携し、子どもを支援することが困難です。

（裏面に続く）

### 3. 休眠預金等活用法の理念を踏まえた解決手法について

#### 子ども・若者支援サービスに用途を限定したバウチャーの提供

<バウチャーの仕組み>



特長① バウチャーの用途は教育サービスに限定できる

特長② 受益者（子ども）が補助先の団体を選ぶことができる（公平中立な資金分配）

特長③ 民間事業者（教育事業者・NPO等）の活動活性化・連携

### 4. 団体からみた活動の成果・社会的インパクトについて

当団体の「貧困世帯の子どもへの学校外教育バウチャー事業」における事例

▶ 活動の長期アウトカムは、30代時点における経済的・社会的・精神的自立。

（測定指標：賃金、就業状況、QOL、社会関係資本 等）

▶ 初期アウトカムは、子どもの学力・非認知能力の向上、社会関係資本の蓄積（現在、シンクタンクと協働して効果測定中）。中期アウトカムは、本人のキャリアイメージに合致した進学又は正規就労。

<ロジックモデル（ステークホルダー：子ども）>

